TOPIC OS

# 令和6年度の国民健康保険税について

将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

## ■国民健康保険税率の変更

	区 分	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	差
	所得割	6.33%	6.43%	0.10%
医療保険分	均等割(人数)	26,900円	27,400円	500円
	平等割(世帯)	20,100円	20,100円	0円
	所得割	2.21%	2.31%	0.10%
後期高齢者 支援金分	均等割(人数)	9,100円	9,500円	400円
- 1000	平等割(世帯)	6,900円	6,900円	0円
	所得割	2.06%	2.12%	0.06%
介護保険分	均等割(人数)	10,700円	11,000円	300円
	平等割(世帯)	5,700円	5,700円	0円

## ■国民健康保険税の軽減措置の変更

前年中の世帯の所得が下記の基準額以下の場合は、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減(7割・5割・2割)されます。このうち、5割・2割軽減の判定基準額を引き上げ、保険税の軽減される世帯を拡大しました(手続きは必要ありません)。

### ●2割軽減

令和5年度	43万円+53.5万円×被保険者数(*1)+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下
令和6年度	43万円+54.5万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下

#### ●5割軽減

令和5年度	43万円+29万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下
令和6年度	43万円+29.5万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下

- ※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。
- ※2 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人 (65歳未満:公的年金などの収入が60万円を超える人/65歳以上:公的年金などの収入が110万円を超える人)
- ・7割軽減の基準額(43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下)に変更はありません。
- ・未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者)については、上記軽減適用後の均等割額を5割軽減します。

## ■国民健康保険税の賦課限度額の変更

所得に応じた保険税となるよう賦課限度額が年間104万円から106万円に引き上げられました。

区 分	令和5年度	令和6年度
医療保険分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護保険分	17万円	17万円
合 計	104万円	106万円





問い合わせ 健康保険課/☎0561-56-0738 (ID:10978)